

負担限度額認定 住民税課税世帯における 「特例減額措置」について

住民税課税世帯の方でも、要件を満たせば、特例的に第3段階②とみなして、食費もしくは居住費またはその両方の負担限度額認定の適用を受けられます。

下記の対象要件を満たしていましたら、福祉介護課窓口に必要書類を提出ください。

【対象要件】 ①から⑥の要件を全て満たしている場合、対象となります。

- ① 世帯員(配偶者および施設入所により世帯が分かれた者を含む。②から⑥において同じ)の数が2人以上
- ② 介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所し(短期入所を除く)、利用者負担第4段階(※1)の食費・居住費を負担している
※1 住民税課税世帯のため負担限度額認定が適用とならず、食費・居住費が施設との契約で決められた額
- ③ すべての世帯員の年間収入額(※2)から、施設の年間利用者負担額、食費および居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80.9万円以下
※2 前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除額がある場合は、その金額を控除した額)の合計額
- ④ すべての世帯員の現金、預貯金等(有価証券や債券等を含む)の合計額が450万円以下
- ⑤ すべての世帯員について、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していない
- ⑥ すべての世帯員が介護保険料を滞納していない

【お問い合わせ先】

湯沢町健康福祉部 福祉介護課 介護保険係 TEL 025-784-4560